

## 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成29年）

### 1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまででも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成29年中に**在留特別許可された事例19件**、**在留特別許可されなかった事例19件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

（注1）難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許可の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

（注2）注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

（注3）次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

### 2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

#### （1）配偶者が日本人の場合

##### ○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約6年3月	約3年	約1年3月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法入国	約19年	約19年	約1年7月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	出頭申告	不法入国	約5年8月	約5年8月	約2年	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法残留	約6年11月	約7月	約6年11月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：3年	在留期間更新許可申請を失念したもの。
5	当局摘発	不法残留	約2年3月	約1年4月	約11月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約3年2月	約3年1月	約2年1月	無	無	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。
2	警察逮捕	刑罰法令違反	約8年10月		約6年	無	売春防止法違反により、懲役10月、執行猶予3年の判決	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。 売春の周旋をしたもの。
3	出頭申告	不法残留	約30年11月	約23年1月	約8月	無	無	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。 被退去強制歴2回あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約11年11月		約10年	無	商標法違反により、懲役1年6月、罰金150万円の判決	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。 商標法違反の前科1件あり。 被退去強制歴3回あり。
5	出頭申告	不法入国	約19年5月	約19年5月	約1年	無	無	送還後、偽名で本邦に不法入国し、過去の送還歴を秘匿したまま当局に出頭したものの。 被退去強制歴1回あり。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約17年9月	約17年9月	約1年5月	1人 (未成年者)	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」 子は在留資格「永住者の配偶者等」
2	出頭申告	不法入国	約15年2月	約15年2月	約2年1月	1人 (未成年者)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」 子は在留資格「定住者」
3	出頭申告	不法残留	約4年8月	約1年8月	約1年4月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」
4	出頭申告	不法残留	約8年7月	約3年7月	約9月	1人 (未成年者)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」 子は在留資格「定住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	警察逮捕	在留カード提供	約8年6月		約3年7月	無	窃盗、入管法違反により、懲役1年、執行猶予3年の判決	行使の目的で自己名義の在留カードを他人に提供したものを。
2	出頭申告	不法入国	約15年4月	約15年4月	約8月	無	無	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。 被退去強制歴2回あり。
3	警察逮捕	不法入国	約26年8月	約26年8月	約1月	無	入管法違反により、懲役3年、執行猶予4年の判決	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。
4	出頭申告	不法残留	約10年7月	約5月	約4年4月	無	無	婚姻・同居の実態に疑義がもたれたもの。 被退去強制歴1回あり。

(3) 外国人家族の場合（注：違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの）

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約16年6月	約16年3月	配偶者：不法残留(在日期間：約17年2月、違反期間：約16年11月) 子：本邦出生後、在留資格未取得・10歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・5歳	家族4人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したものを。
2	出頭申告	不法残留	約10年5月	約8月	子：不法残留(在日期間：約7年4月、違反期間：約8月)・7歳	家族2人(母子)とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	母子で出頭申告したものを。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	当局摘発	不法残留	約5年4月	約2年4月	配偶者：不法残留(在日期間：約1年11月、違反期間：約11月) 子：本邦出生後、在留資格未取得・0歳	夫婦ともに技能実習先から逃亡したものを。
2	職員探知	不法入国	約10年2月	約10年2月	配偶者：不法残留(在日期間：約11年8月、違反期間：約11年7月) 子：不法残留(在日期間：約9年7月、違反期間：3月)・9歳 子：不法残留(在日期間：約6年6月、違反期間：3月)・6歳	不法残留容疑で出頭申告した配偶者の違反調査の過程で、不法入国事実が判明したものを。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	職員探知	不法残留	約11年6月	約11年5月	無	日本国籍を有する実子の監護、養育内縁関係にある日本人あり	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本国籍を有する実子を監護、養育しているもの。
2	関係機関からの通報	不法残留	約7月	約7月	無		在留資格：特定活動 在留期間：1月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。国際機関の支援を受け、早期帰国を希望したものの。
3	出頭申告	不法入国	約24年	約24年	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	親族らの手配により幼少時に不法入国したものの。
4	出頭申告	不法入国	約4年	約4年	無	日本国籍を有する実子の監護、養育内縁関係にある日本人あり	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本国籍を有する実子を監護、養育しているもの。
5	出頭申告	不法残留	約26年4月	約1年	無	日本国籍を有する実子の監護、養育	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本国籍を有する実子を監護、養育しているもの。
6	出頭申告	不法入国	約9年5月	約9月 (今次入国以降)	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	戸籍上の日本人父との親子関係不存在審判確定により、遡って日本国籍を喪失したものの。
7	出頭申告	不法残留	約37年2月	約27年2月	無	本邦で病気治療を受けたい 本邦に生活基盤がある	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：3年	病気により単独での日常生活が困難なもの。
8	出頭申告	不法残留	約48年6月	約3月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：3年	認知症により在留期間更新許可申請を失念したものの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	不法就労助長	約14年		入管法違反により、罰金50万円の略式命令	本邦に生活基盤がある	自己の経営する飲食店において、在留資格「短期滞在」等で在留する外国人をホステスとして稼働させたもの。
2	警察逮捕	刑罰法令違反	約17年6月		覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反により、懲役3年6月、罰金20万円の判決	本邦に生活基盤がある	違法薬物の売買を行っていたもの。
3	警察逮捕	他人名義在留カード行使	約1年1月		無	学業を継続したい	在留資格「留学」で在留中、学校から除籍処分を受けたもの。他人名義の在留カードを警察官に提示し、逮捕されたもの。
4	警察逮捕	偽造在留カード提供	約5年2月		無	同国人配偶者(在留資格「技能」)及び子(在留資格「家族滞在」との同居	在留資格「短期滞在」で在留中の外国人に対し、偽造在留カードを譲渡したものの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約4年2月		覚せい剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	同国人恋人(在留資格「永住者」との同居	覚せい剤取締法違反により有罪判決を受けたもの。
6	警察逮捕	不法残留及び刑罰法令違反	約25年11月	約3年5月	窃盗、建造物侵入により、懲役3年の判決	本邦に生活基盤がある	被退去強制歴1回あり。前科3件あり。(窃盗、建造物侵入により懲役2年の判決、詐欺により懲役1年6月、執行猶予4年の判決等)
7	警察逮捕	資格外活動	約3年	約1月	無	稼働を継続したい	在留資格「留学」で在留中、学校から除籍処分を受けた後もアルバイトを継続していたもの。
8	警察逮捕	不法就労助長	約9年8月		入管法違反により、罰金50万円の略式命令	本邦に生活基盤がある	自己の経営する会社において不法残留者等を雇用していたもの。